

(趣旨)

第1条 この規程は、学外研究者との交流を図ることによって、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の学術研究に寄与するため、本学における学外研究者の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(客員研究員)

第2条 学長は、本学及び本学の学術研究の交流・国際交流を推進するため、次に掲げる者で本学において研究活動に従事する事を希望する場合、客員研究員として受入れることができる。

- (1)大学あるいは研究機関に所属している者
- (2)大学の助手又はこれと同等以上の研究業績を有する者

(受入申請手続)

第3条 客員研究員として研究に従事しようとする者は、本学の教員を経由して、次に掲げる書類を学長に提出して申請するものとする。

- (1)客員研究員受入申請書（様式第1号）
- (2)その他学長が必要と認める書類

(受入れの決定)

第4条 客員研究員の受入れは、教育研究審議会の議を経て、学長が許可するものとする。

- 2 学長は、前項の客員研究員の受入れにあたっては、教育研究審議会の議を経て、受入教員を定めるものとする。
- 3 学長は、受入れを許可したときには、客員研究員受入許可書（様式第2号）を、受入教員を経由して当該客員研究員に通知するものとする。

(研究期間)

第5条 客員研究員の研究期間は、7日以上1年以内とする。ただし、学長が特に必要があると認める場合には、研究期間を延長することができる。

(身分の取扱)

第6条 客員研究員と公立大学法人金沢美術工芸大学との間には、身分関係は生じないものとする。

- 2 客員研究員には、給与その他の給付は支給しない。

(施設の利用)

第7条 客員研究員は、受入教員の許可を得て、研究に必要な範囲内で、本学の施設又は設備若しくは備品（以下「施設等」という。）を利用することができる。

2 施設等の利用にあたり、必要な経費が発生する場合は、他の規程等の定めによるものとする。

（秘密情報等の取扱い）

第8条 客員研究員は、研究遂行上知り得た、又は取得した本学の秘密情報等を、第三者に漏洩、開示、又は研究遂行の目的以外で使用してはならない

（損害の賠償）

第9条 客員研究員は、その責めに帰すべき事由により施設等を滅失し、又は棄損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（受入れの取消）

第10条 客員研究員が、受入条件又は本学の諸規則等を遵守しようとしなないときは、学長は受入れを取消することができる

（委任）

第11条 この規程に定めるほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。

客員研究員受入申請書

令和 年 月 日

（あて先）金沢美術工芸大学長

申請者 職
氏名

（自署又は記名押印）

金沢美術工芸大学客員研究員として受入れていただきたく、下記のとおり申請します。

記

申請者	(ふりがな) 氏 名	
	性 別	
	生 年 月 日	年 月 日
	現 住 所	
	研究歴及び 職歴（※）	
所属機関	機 関 名	
	職 名	
研究に関する 事項	研 究 事 項	
	受 入 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
受入予定教員	専 攻 名	
	教 員 氏 名	

※履歴書などで別紙添付を可能とする

客員研究員受入許可書

令和 年 月 日

様

金沢美術工芸大学長

年 月 日付で申請のあった金沢美術工芸大学客員研究員の受入れてついて、下記のとおり許可します。

記

受入許可者	(ふりがな)	
	氏 名	
	性 別	
	生 年 月 日	年 月 日
研究に関する事項	研 究 事 項	
	受 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
受入教員	専 攻 名	
	教 員 氏 名	

注意事項

- ・客員研究員は、受入教員の許可を得て、研究に必要な範囲内で、本学の施設又は設備若しくは備品（以下「施設等」という。）を利用することができます。ただし、施設等の利用にあたり、必要な経費が発生する場合は、他の規程等の定めによるものとします。
- ・客員研究員は、研究遂行上知り得た、又は取得した本学の秘密情報等を、第三者に漏洩、開示、又は研究遂行の目的以外で使用してはいけません。
- ・本学は、客員研究員が、その責めに帰すべき事由により施設等を滅失し、又は棄損したときは、その損害賠償を求めます。
- ・客員研究員が、受入条件又は本学の諸規則等を遵守しようとしなないときは、学長は受入れを取消することがあります。